

諸会費減免基準及び申請添付書類

該当状況によって必要な書類が異なりますので、不明な点は事務室までお問い合わせください。

減免基準が4種類あります。Ⅰ～Ⅲは該当すれば減免になります。Ⅳは提出書類を審査し、同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.5倍未満であれば認定されます。

- Ⅰ 生活保護を受けている方・・・福祉事務所長が発行する**生活保護受給証明書**
- Ⅱ 里親もしくは保護受託者に委託又は生徒が児童養護施設に入所している方
・・・施設長の**入所証明書**又は児童相談所長の発行する**措置を受けていることを証明する書類**
- Ⅲ 就学援助(弟妹が小学校・中学校にて要保護・準要保護認定)を受けている方
・・・市町村の教育委員会が発行する**就学援助受給証明書**
※令和7年度分が申請中で発行されていない場合は、チェックシートにいつ頃提出されるか記入してください。

Ⅳ **上記以外の減免申請を必要とする方**(同一世帯で該当者がいる場合提出)

◎該当の場合必ず必要 △該当する場合、任意提出(審査が有利になります)

◎	同一世帯の中で働いている人がいる(収入のある人数分必要) 勤労者:給与証明書(同封の書類に事業所の証明をもらってください) ※源泉徴収票(R6.1～R6.12月同一箇所勤務の場合)、直近3か月分の給与明細の写し (賞与が出る場合は直近1年間分の賞与の明細も必要)でも可。賞与がない際は、明細 余白にその旨を記入してください。 自営業者:確定申告書の控と青色申告決算書の両方
◎	児童扶養手当を受給している・・・児童扶養手当証書の写
◎	年金受給者がいる・・・年金保険証書と年金振込通知書の2通の写。障害者の場合は、等級のわかる手帳の写。
◎	失業中で失業給付を受給している・・・雇用保険受給資格者証の写し(表裏どちらも)
◎	養育費をもらっている又は預貯金の取り崩しや借入金で生活している ・・・収入申告書(必要な場合は、事務室までご連絡ください)に直近3か月分の金額を記入
◎	介護施設に入所・病院に入院している人がいる ・・・領収書又は支払い証明書の写(直近3か月以上～1年分まで)
△	家賃を払っている方・・・契約書及び領収書の写
△	小中学校給食費を払っている方・・・給食費がわかる学校からの通知の写
△	継続的(直近3か月以上)に医療費、介護費がかかっている(入院・入所以外) ・・・領収書等の写し(直近3か月以上～1年分まで)

※ 交通遺児に該当する、罹災者である場合等は提出書類が異なりますので、ご連絡ください。